

## 協議第 2 1 号

### 諸手当の取扱いについて

次の調整結果について協議を求める。

平成 2 3 年 1 2 月 2 2 日提出

神奈川県西部消防広域化協議会  
会 長 加 藤 憲 一

調 整 結 果	1 諸手当は、小田原市職員となったときから、小田原市の基準で支給する。 2 諸手当の現給保障は行わない。
---------	---

(調整理由)

#### 1 支給基準について

- ・ 諸手当は、その条件を満たす全ての職員に対して、同一の金額、または同一の率で支給するものであることから、小田原市の職員となったときから、小田原市の基準で諸手当を支給することが適当である。

#### 2 現給保障について

- ・ 給料は給与の大部分を占め、生活給的な要素が含まれるとともに、生活設計の一部となることから、激変緩和措置として現給を保障するが、諸手当は、生活給的な要素や生活設計に与える影響は低いことから、激変緩和措置としての現給保障は行わないことが適当である。

## 諸手当の現状比較について

:小田原市と異なる数値

手当名	分類	小田原市	足柄消防組合	比較	足柄消防組合分類
扶養手当	配偶者	13,700円	13,700円		
	扶養1人目(配偶者なし)	11,200円	11,200円		
	扶養2人目	7,800円	7,800円		
	扶養3人目	6,500円	6,500円		
	加算	5,000円	5,000円		
地域手当	管理職	7%	7%		
	管理職以外	7%	10%	△3%	
住居手当	持ち家	15,500円	12,800円	2,700円	
	賃貸(3万円超える家賃)	30,000円	上限30,600円	△600円	
	賃貸(3万円以下の家賃)	家賃相当額	下限6,300円		
通勤手当	交通機関(最高額)	55,000円	55,000円		
	交通用具 2～5km	3,000円	2,000円	1,000円	
		5～10km	5,100円	4,100円	1,000円
	10～15km	6,500円	6,500円		
	15～20km	8,900円	8,900円		
	20～25km	11,300円	11,300円		
	25～30km	13,700円	13,700円		
	30～35km	16,100円	16,100円		
	35～40km	18,500円	18,500円		
	40～45km	20,900円	20,900円		
	45～50km	21,800円	21,800円		
	50～55km	22,700円	22,700円		
	55～60km	23,600円	23,600円		
60km～	24,500円	24,500円			
時間外勤務手当(1時間当たり単価)		※Aの方法	※Bの方法	約△10円	
休日勤務手当(1時間当たり単価)		※Aの方法	※Bの方法	約△10円	
夜間勤務手当(1時間当たり単価)		※Aの方法	※Bの方法	約△10円	
管理職手当	8級 理事	100,000円			
	8級 部長、消防長	98,000円	85,000円	13,000円	8級 消防長
	8級 副部長、副消防長	90,000円	76,000円	14,000円	8級 次長
	7級 消防署長	85,000円	72,000円	13,000円	8級 参事・消防署長
	7級 課長	85,000円	69,000円	16,000円	7級 課長
	6級 副課長	75,000円	54,000円	21,000円	7級 課長補佐、分署長・分遣所長
期末手当	6月期(H23.4.1現在)	122.5	122.5		
	12月期(H23.4.1現在)	137.5	137.5		
	役職加算(8級消防長)	20%	20%		8級 消防長
	役職加算(8級副消防長)	15%	15%		8級 次長
	役職加算(7級消防署長)	15%	15%		8級 参事・消防署長
	役職加算(7級課長)	15%	15%		7級 課長
	役職加算(6級副課長)	10%	10%		7級 課長補佐、分署長・分遣所長
	役職加算 (5級係長・4級主査)	5%	10%	△5%	6級 主幹
		5%		5級副主幹、4級主査	
		5%	△5%	3級主任	
勤勉手当6月期・12月期(H23.4.1現在)		67.5	67.5		

手当名	分類	小田原市	足柄消防組合	比較	足柄消防組合分類
特殊勤務手当	高所作業手当	・地上10メートル以上の高所において、消火作業若しくは人命救助の業務に従事し、又はこれらの訓練に従事したとき 日額 200円	・高さ15メートル以上の消防作業に従事 日額 250円		高所作業手当
			・火災その他の災害に出場 1回につき 200円		災害出場手当
	災害出動等手当	・災害出動の際に消防ポンプ自動車、救助工作車、救急車その他の消防車両の運転業務に従事 日額 100円	・災害及び訓練で消防はしご車以外の運転業務に従事 日額 100円～130円		運転手当
	災害出動等手当	・災害出動の際に消防はしご車の運転業務に従事 日額 150円	・災害及び訓練で消防はしご車の運転業務に従事 日額 200円		運転手当
	災害出動等手当	・消防法第2条第9項に規定する救急業務(次のものを除く)に従事 1回につき 150円 ・救急業務(救急救命士の資格を有する消防吏員)に従事 1回につき 250円	・救急活動に出場(次のものを除く) 1回につき 200円  ・救急活動に出場(救急救命士) 1回につき 300円～510円		救急出場手当
	災害出動等手当	・災害発生時の救助作業に従事 1回につき 400円			
	災害出動等手当	・潜水器具を着用して潜水救助作業の訓練に従事 日額 400円	・災害及び訓練で、潜水用具を用いて潜水作業に従事		潜水作業手当
			・山岳において救助活動、搜索活動又は訓練に従事		山岳手当
退職手当	調整額(8級消防長、副消防長)	4号(25,000円)	3号(41,700円)	△16,700円	8級 消防長、次長
	調整額(7級消防署長)	5号(20,850円)	3号(41,700円)	△20,850円	8級 参事・消防署長
	調整額(7級課長)	5号(20,850円)	4号(33,350円)	△12,500円	7級 課長
	調整額(6級副課長)	5号(20,850円)	4号(33,350円)	△12,500円	7級 課長補佐、分署長・分遣所長
	調整額(5級係長)	5号(20,850円)			
	調整額(4級主査)	6号(16,700円)	5号(25,000円)	△8,300円	6級 主幹
			6号(20,850円)	△4,151円	5級 副主幹
7号(16,700円)				4級 主査	
調整額(3級主任)	6号(16,700円)	7号(16,700円)		3級 主任	

※1時間当たりの単価計算方法

A(小田原市の場合):(給料月額+これに対する地域手当月額)×12/a

a:1週間当たりの勤務時間数×52-1週間当たり時間数/5×15【a=1,898.75】

B(足柄消防組合の場合):(給料月額+これに対する地域手当月額)×12/b

b:1年間の勤務時間数【b=1,891】